

川西町入札参加資格審査申請システム運用業務仕様書

この仕様書は「川西町」が発注するシステム利用について、その仕様を記述する。

1. 業務名

川西町入札参加資格審査申請システム運用業務

2. 目的

令和9・10年度入札参加資格審査申請の受付業務の負担軽減、効率化、ペーパーレス化を図ることを目的とする。

3. 利用場所

川西町役場内

4. 準備及び利用期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

5. 利用するシステムの仕様

1) システムの概要

入札参加資格申請をインターネットで受付する電子申請システムであること。

- ・利用ID数は4個とすること。※ただし、同時利用に制限を設けない
- ・申請者は、電子データのみで申請ができること。
- ・システム上で審査し、その結果をメール配信できること。
- ・申請書情報をデータベース化できること。

2) システムを利用する環境（以下の環境で利用できること）

- ・機器：インターネットの利用できるWindows PC
- ・システムのタイプ：クラウド
- ・ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome※最新バージョン
- ・メールソフト：特に指定無し
- ・アプリケーション：Microsoft Excel※2013以上のバージョン 申請者のみ必要

3) システムの主な機能及びサポート

1) 申請機能（以下の機能を有すること）

- ・申請種類：定期申請、随時申請、変更申請
- ・申請区分：建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・役務
- ・申請者区分：法人、個人、行政書士（代理申請）

なお、行政書士は複数の申請業者の代理申請が可能であること。

- ・住所区分：町内（受任先が町内）、町外

- ・利用者登録機能があること

- ・提出書類について

提出可能な電子データ：申請書（Excel ファイル）、提出書類（PDF ファイル）

提出電子データ数：申請書 1 ファイル、提出書類申請区分で最大 30 ファイル

提出データの上限：1 書類あたり 30MB

申請書から提出すべき書類を判定する機能（特許第 7521833 号）

- ・各申請区分に必要な申請書のエクセルデータは本町と協議のもと作成すること。

- ・申請書以外の必要な提出書類がシステムで提出できること。

- ・アップロードした提出書類等の取り消しや変更が可能であること。

- ・メール返信機能：利用者登録時、申請終了時、承認時、補正要求時

- ・補正時の訂正ができること

- ・利用料負担設定について：無料、有料

川西町内業者（受任事業所含む）は無料、町外業者は有料とする。

- ・支払機能：クレジット、コンビニ、ペイジー銀行振込決済対応

- ・受付書発行

2) 審査機能（以下の機能を有すること）

- ・町担当職員（4 人）が管理者 ID でログインし、同時に使用できること

- ・審査機能：承認、補正要求、審査中、審査保留、1 次審査 OK、却下

これら審査のチェック状況が随時確認可能であること。

- ・審査結果メール通知：承認、補正要求、却下

- ・変更申請提出メール通知

- ・チェックビュー表示

- ・審査結果メモには、補正要求には要求内容の記載が可能で、その内容を後から確認できること。

- ・変更申請データエクスポート

- ・提出書類の画面上での連携表示・個別表示機能（特許第 7521833 号）

- ・補正書類のみを通知する機能（特許第 7521833 号）

3) サポート（以下の内容に対応すること）

- ・申請期間中の操作問合せ（登録事業者からの問合せを含む）

- ・操作マニュアル、動画の提供

6. 納品及びツール（以下の内容に対応すること）

申請書及び提出書類データ等の成果物は、DVD、USB メモリ等の電子媒体またはダウンロード形式で納品すること。

- ・申請書の作成：定期申請用（随時申請含む）、変更申請用
- ・申請データ納品：定期申請及び変更申請の申請書及び提出書類データ
- ・定期申請取込プログラム提供
- ・変更申請取込プログラム提供

7. 支払方法について

令和8年度末に、成果物納品・検収後に3か年分の支払いとする。

8. 長期契約における債務履行について

前払精算以降のシステム利用については、貴社の責任において確実に履行することとし、諸事情により、履行困難な場合においては、貴社の責任において、履行をおこなうことができる第三者機関を指定し履行させること。

9. セキュリティについて

- ・不正アクセス・コンピューターウイルス等への適切なセキュリティ対策を講じ、管理データを安全に保全するための措置が施されていること。
- ・許可された利用者以外がシステムやデータを取り扱えないようにすること。

10. 守秘義務

「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ町の書面による承諾を得たときは、この限りではない。